

## 三遠南信地域住民団体連携事業事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 三遠南信地域連携ビジョン推進会議会長（以下「会長」とする）は三遠南信地域の住民による連携活動を通じた三遠南信地域の一体的な発展を目的として、三遠南信地域内の住民団体による三遠南信地域連携ビジョンに定める「塩の道エコミュージアムの形成」のための文化発信及びプラットホーム形成を目的とし実施する事業を対象とし、その経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）に準じるほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 補助対象者は、「塩の道エコミュージアムの形成」に資する三遠南信地域の文化の発信やネットワーク作りを目的として組織され、別表1に掲げる三遠南信地域の3地域の団体で構成される法人その他のグループ（以下「住民団体」とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する団体を除く。

- (1) 特定の政治、宗教を目的とする団体
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役員又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている団体
- (3) 当該年度に助成を受けた団体の構成員が含まれる他の団体
- (4) その他公の秩序に反する団体

### (補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、「塩の道エコミュージアムの形成」のための文化発信及びプラットホーム形成に資するもののうち、次の各号に規定する事業とし、具体的な対象については別表2に掲げるものとする。ただし、国及び地方公共団体から別に補助金等の公的支援を受け実施する事業を除く。

- (1) 三遠南信地域の連携に向けた取り組みを行う事業
- (2) 三遠南信地域の情報発信を行う事業

### (補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、別表3に掲げるものとする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で前条に規定する経費の1/2以内(金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)とし、1団体あたりの限度額は20万円とする。

(事業の提案等)

第6条 事業を実施しようとする団体(以下「提案団体」という。)は、会長が定める期限までに、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 事業提案書(第1号様式)
- (2) 収支計画書(第2号様式)
- (3) 団体の概要書(第3号様式)

2 前項の規定に基づいて提出された事業提案書について、三遠南信地域連携ビジョン推進会議幹事会において審議し、会長が決定するものとする。

3 会長は、前項の選考結果について、提案団体に対して選考結果通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(交付の申請)

第7条 補助団体が補助金の交付を申請する場合は、次に掲げる書類を、会長が定める期日までに提出しなければならない。ただし、会長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 補助金交付申請書(第5号様式)
- (2) 事業計画書(第6号様式)
- (3) 収支予算書(第7号様式)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要であると認める書類

(交付の決定及び条件)

第8条 会長は、補助団体から補助金の交付の申請があったときはこれを審査し、当該申請が適当であると認めたときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(第8号様式)により、通知するものとする。なお、次の各号に掲げる事項を交付の条件として付するものとする。

- (1) 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 補助事業の内容の変更(会長が軽微であると認める場合は除く)、又は補助金の交付決定額に対して20%を超える変更をする場合は、あらかじめ会長の承認を得なければならない。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、会長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、会長の承認を得なければならない。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要であると認める事項。

(事業変更等の承認申請)

第9条 前条第1項第2号の規定に基づく承認の申請は、次に掲げる書類により行わなければならない。

- (1) 事業変更承認申請書 (第9号様式)
- (2) 変更事業計画書 (第6号様式)
- (3) 変更収支予算書 (第7号様式)

(事業変更等の通知)

第10条 会長は、前条の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助団体へ補助金変更交付決定通知書 (第10号様式) により、通知するものとする。

(事業の実績報告)

第11条 補助団体は、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類により、会長に補助事業の実績報告をしなければならない。

- (1) 実績報告書 (第11号様式)
- (2) 事業実績書 (第12号様式)
- (3) 収支決算書 (第13号様式)
- (4) 事業経費金額を証する書類

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第14条の規定に準じ補助金の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書 (第14号様式) による。

(補助金の請求)

第13条 補助金交付確定通知書を受けた補助団体が補助金を請求しようとするときは、会長に対して請求書 (第15号様式) により請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条の規定による交付決定の変更、又は全部もしくは一部を取消しすることができる。

- (1) 法令、条例、規則又は本要綱に基づく会長の処分もしくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 会長は前2項の取消しに係る部分に対して補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

4 補助事業者は規則第17条第1項の規定に準じ補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、

規則第18条の2の規定に準じ加算金又は遅延損害金を三遠南信地域連携ビジョン推進会議に納付するものとする。

(補助金の返還)

第15条 前条の補助金の返還命令の通知は、補助金返還命令書(第16号様式)によるものとする。

(公表)

第16条 会長は、補助事業となった事業概要等をホームページ等で公表することができるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

	対象地域	市町村域
三遠南信 地域の3 地域	(1)遠州地域	浜松市、磐田市、袋井市、湖西市、森町、掛川市、菊川市、御前崎市
	(2)東三河地域	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村
	(3)南信州地域	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、駒ヶ根市

※「三遠南信地域の3地域」とは対象地域(1)～(3)の各市町村域を1つ以上含んでいること。

別表2（第3条関係）

補助対象事業	具体的な対象の例
(1)三遠南信地域の連携に向けた取り組みを行う事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会や交流会等の開催（主催）</li> <li>・当該補助団体の活動の維持に必要な会議</li> </ul>
(2)三遠南信地域の情報発信を行う事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページによる情報発信</li> <li>・イベントやシンポジウム等の開催（主催）</li> </ul>

別表3（第4条関係）

対象経費	留意点
報償費	外部講師に対する謝礼で、事業規模等に応じ、適正かつ妥当な額とする。
旅費	外部講師の交通費・宿泊費、主催するイベント等の会場への交通費
需用費	会議等資料作成にかかる印刷製本費、主催するイベント等の会場への移動にかかる燃料費
役務費	HP維持にかかるドメイン維持費およびサーバーレンタル料
使用料及び賃貸料	会場・資機材等の使用・借上げに要する経費
<p>※すべて直接事業実施にかかる経費とする。</p> <p>※領収書を徴することができないもの(交通費等実費弁償分は除く)は補助対象外経費とする。</p>	

第1号様式（第6条関係）

事業提案書

平成 年 月 日

（あて先）三遠南信地域連携ビジョン推進会議 会長 鈴木康友

所在地

団体の名称

代表者氏名

印

連絡先 TEL

次のとおり、事業を提案します。

※記入スペースにとらわれずに複数ページにわたって記載してください、

1 事業名

2 実施期間 平成 年 月 日（ ） ～ 平成 年 月 日（ ）

3 実施場所

4 事業費 円

5 目指す三遠南信地域の将来像

6 事業の目的

7 事業の内容（何をどのように実施するのか記入。イメージ図などの使用も可）

8 期待される効果

第2号様式（第6条関係）

収支計画書

1 収入の部

単位：円

項 目	内容・算出根拠等	金 額
補助金		
計		

2 支出の部

項 目	内容・算出根拠等	金 額	補助対象 見込経費
計			

所 在 地  
団体の名称  
代表者氏名  
連絡先 TEL

印

第3号様式（第6条関係）

団体の概要書

団体の名称				
事務所の所在地 又は代表者住所	〒			
	( 専用事務所 ・ 住居兼用 ・ その他 )			
	電 話		F A X	
	ホームページ			
代表者氏名				
担当者連絡先	氏 名			
	電 話			
	F A X			
	Eメール			
設立年月日				
会員数				
団体の目的				
主な活動内容				

※添付書類として、①団体の規約、②役員名簿、③会員名簿を添付すること。

第4号様式（第6条関係）

SENA 号  
平成 年 月 日

様

三遠南信地域連携ビジョン推進会議 会長 鈴木康友

選考結果通知書

平成 年 月 日付けで提出のあった事業提案について、審査の結果、次のとおり通知します。

提案事業名	
団体名称	
選考結果	三遠南信地域住民団体連携事業として 採用 ・ 不採用 とさせていただきます。
不採用の理由	
その他特記事項	

第5号様式（第7条関係）

補助金交付申請書

平成 年 月 日

（あて先）三遠南信地域連携ビジョン推進会議 会長 鈴木康友

所在地

団体の名称

代表者氏名

印

連絡先 TEL

平成 年度において三遠南信地域住民団体連携事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 事業名

2 補助金交付申請金額

円

第6号様式（第7条・第9条関係）

事業・変更事業計画書

※記入スペースにとらわれずに複数ページにわたって記載してください。

1 事業名

2 団体の名称

3 実施期間 平成 年 月 日（ ） ～ 平成 年 月 日（ ）

4 実施場所

5 事業の目的

6 事業の内容

第7号様式（第7条・第9条関係）

収支・変更収支予算書

1 収入の部

単位：円

項 目	内容・算出根拠等	金 額
補助金		
計		

2 支出の部

項 目	内容・算出根拠等	金 額	補助対象経費
計			

注) 変更収支予算書の場合は、変更前の予算額を上段に括弧書きし、変更後の予算額を下段に記入してください。

所 在 地

団体の名称

代表者氏名

連絡先 TEL

印

様

三遠南信地域連携ビジョン推進会議 会長 鈴木康友

補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった三遠南信地域住民団体連携事業事業費補助金について、浜松市補助金交付規則第7条の規定に準じ、次のとおり条件を付して補助します。

記

1 交付決定金額

		百万	拾万	万	千	百	拾	円
金								

2

- (1) 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 補助事業の内容の変更をする場合は、事業変更承認申請書によりあらかじめ会長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、会長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、会長の承認を受けること。
- (5) 補助事業の事業運営・経理の状況を審査し、不相当と認めるときは、当該補助金全部又は一部の返還を命ずる。
- (6) 事業完了後、実績報告書を会長に提出すること。
- (7) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を三遠南信地域連携ビジョン推進会議に納付すること。
- (8) 浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）第17条第1項の規定に準じ補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に準じ、加算金又は遅延損害金を三遠南信地域連携ビジョン推進会議に納付すること。
- (9) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に準じ、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

第9号様式（第9条関係）

事業変更承認申請書

平成 年 月 日

（あて先）三遠南信地域連携ビジョン推進会議 会長 鈴木康友

所在地

団体の名称

代表者氏名

印

連絡先 TEL

平成 年 月 日付けSENA第 号により補助金交付の決定を受けた三遠南信地域住民団体連携事業の計画を下記のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 事業名

2 計画変更の理由

（変更を受けようとする補助金の額及びその根拠など）

3 変更内容

第10号様式（第10条関係）

SENA第 号  
平成 年 月 日

様

三遠南信地域連携ビジョン推進会議 会長 鈴木康友

補助金変更交付決定通知書

平成 年 月 日付けSENA第 号をもって補助金交付決定した、三遠南信地域住民団体連携事業事業費補助金交付決定額を次のとおり変更交付決定します。

記

1 変更交付決定金額

		百万	拾万	万	千	百	拾	円
金								

2 理由

第11号様式（第11条関係）

実績報告書

平成 年 月 日

（あて先）三遠南信地域連携ビジョン推進会議 会長 鈴木康友

所在地

団体の名称

代表者氏名

印

連絡先 TEL

平成 年 月 日付けSENA第 号により補助金交付の決定を受けた三遠南信地域住民団体連携事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

1 事業名

2 完了の年月日

3 補助金確定を受けたい額

報告事項について審査いたしました。

平成 年 月 日

審査（検査）担当者氏名

㊞

第12号様式（第11条関係）

事業実績書

※記入スペースにとらわれずに複数ページにわたって記載してください。

1 事業名

2 団体の名称

3 実施期間      平成    年    月    日（    ）    ～    平成    年    月    日（    ）

4 実施場所

5 実施内容

※実施状況がわかるようにチラシ、プログラム、写真、新聞記事等の参考資料を添付

6 事業の効果、成果

（得られた成果、目標の達成状況、波及効果、想定外の出来事、新たに生じた問題）

7 今後の展開（次回に向けた計画、改善案）

第13号様式（第11条関係）

収 支 決 算 書

1 収入の部

単位：円

区 分	内容・算出根拠等	決 算 額	予 算 額	比 較	
				増	△減
補 助 金					
計					

2 支出の部

項 目	内容 算出根拠等	決 算 額	予 算 額	比 較		補助対象経費分 (決算額)
				増	△減	
計						

所 在 地  
 団体の名称  
 代表者氏名  
 連絡先 TEL

印

第14号様式（第12条関係）

S E N A 第 号  
平成 年 月 日

様

三遠南信地域連携ビジョン推進会議 会長 鈴木康友

補助金交付確定通知書

平成 年 月 日付けの実績報告書を審査の結果、下記の金額について、  
三遠南信地域住民団体連携事業事業費補助金として確定します。

記

		百万	拾万	万	千	百	拾	円
金								

第15号様式（第13条関係）

請求書

金 円

平成 年 月 日付けSENA第 号により補助金交付の確定を受けた三遠南信地域住民団体連携事業事業費補助金として、上記のとおり請求します。

平成 年 月 日

（あて先）三遠南信地域連携ビジョン推進会議 会長 鈴木康友

所在地

団体の名称

代表者氏名

連絡先 TEL

印

印

【振込先】

口座振替先金融機関名

口座種別・口座番号

口座名義

第16号様式（第15条関係）

SENA 第 号  
平成 年 月 日

様

三遠南信地域連携ビジョン推進会議 会長 鈴木康友

補助金返還命令書

平成 年 月 日付けSENA第 号をもって交付を確定した三遠南信地域住民団体連携事業事業費補助金について、浜松市補助金交付規則第18条の規定に準じ次のとおり返還を命ずる。

記

1 返還を命ずる額

		百万	拾万	万	千	百	拾	円
金								

2 交付金額 金 円

3 交付年月日 平成 年 月 日

4 返還を命ずる理由

5 返還期限 平成 年 月 日